

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成二十四年三月二十九日

広島県監査委員

犬

童

英

徳

同

門

田

峻

徳

同

高

橋

義

則

同

佐

藤

均

監査の結果（平成24年3月15日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業などが適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成22年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関等

監査対象機関等は、次表のとおり、県の機関が4機関、財政的援助団体等が14団体です。

県の機関

	機 関 名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	県立広島病院	平成24年 2月 3日	平成24年 1月 25, 26日	実地監査
2	呉特別支援学校	平成24年 3月 15日	平成24年 2月 9日	書面監査
3	三原特別支援学校	平成24年 3月 15日	平成24年 2月 1日	
4	沼隈特別支援学校	平成24年 3月 15日	平成24年 2月 1日	

財政的援助団体等

	団 体 名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
5	財団法人広島県下水道公社	平成24年 1月 17日	平成23年 12月 20日	実地監査
6	社会福祉法人広島県福祉事業団	平成24年 1月 20日	平成24年 1月 11, 12日	
7	株式会社くれせん	平成24年 3月 15日	平成24年 1月 13日	書面監査
8	公益財団法人 ひろしま産業振興機構	平成24年 1月 27日	平成24年 1月 17, 18日	実地監査
9	広島県住宅供給公社	平成24年 1月 30日	平成24年 1月 19日	

10	広島県道路公社	平成 24 年 1 月 30 日	平成 24 年 1 月 20 日	実地監査
11	財団法人 広島県農林振興センター	平成 24 年 2 月 1 日	平成 24 年 1 月 23, 24 日	
12	財団法人県民センター	平成 24 年 2 月 10 日	平成 24 年 1 月 31 日	
13	堀田・誠和共同企業体	平成 24 年 3 月 15 日	平成 24 年 2 月 3 日	書面監査
14	社団法人広島県果実生産出荷 安定基金協会	平成 24 年 3 月 15 日	平成 24 年 2 月 7 日	
15	社会福祉法人福祉の郷	平成 24 年 3 月 15 日	平成 24 年 2 月 9 日	
16	株式会社広島電鉄	平成 24 年 3 月 15 日	平成 24 年 2 月 13 日	
17	社会福祉法人 広島県社会福祉協議会	平成 24 年 3 月 15 日	平成 24 年 2 月 14 日	
18	広島県中小企業団体中央会	平成 24 年 3 月 15 日	平成 24 年 2 月 16 日	

第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 県立広島病院

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供
- ・ 所在地 広島市南区宇品神田一丁目 5 番 54 号
- ・ 職員数 993 人（平成 23 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 診療科 21 科
（内科，精神科，神経科，循環器科，小児科，外科，整形外科，脳神経外科，心臓血管外科，小児外科，皮膚科，泌尿器科，産科，婦人科，眼科，耳鼻いんこう科，リハビリテーション科，放射線科，歯科，歯科口腔外科，麻酔科）
- ・ 病床数 700 床（一般病床 650 床，精神病床 50 床。平成 23 年 4 月 1 日現在）
- ・ 患者数等の状況（平成 22 年度）

入 院			外 来	
延患者数	1 日平均患者数	病床利用率	延患者数	1 日平均患者数
218,059 人	597 人	86.6%	323,963 人	1,333 人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（過年度分）について

医業収益（診療収入）等において，長期未納（過年度分）となっているものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（過年度分） [平成 23 年 12 月末現在]		参考 前年度決算時 [平成 23 年 3 月末現在]	
医業未収金（個人負担分）	1,415 人	139,925,579 円	2,130 人	227,829,229 円
医業外未収金	4 人	2,078,483 円	4 人	2,085,471 円

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、契約書に定める再委託に係る承認手続きを行っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	県立広島病院昇降機保守点検業務委託契約（平成 23～24 年度）
根 拠	施設管理業務委託事務処理要綱第 7 条

ウ 委託契約における設計金額の積算について

次の委託契約において、設計金額の積算を一部誤っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- ・ 県立広島病院昇降機保守点検業務委託契約（平成 23～24 年度）

【意 見】

看護師実習の受入れに係る事務処理について

将来の医療を担う幅広い人材の教育・育成に貢献するため、県内外の大学や育成機関（以下「育成機関等」という。）の要請に基づき、看護師等の実習教育の受入れが行われているが、育成機関等からの要請及び育成機関等への承諾が口頭で行われているものがあった。

実習教育の受入れに当たっては、育成機関等から文書による要請を受けた上で受入れを決定し、文書によって承諾を行う必要がある。

(3) 付 記

ア 管理運営部門の強化について

医療事務については、病院の組織や運用形態、病院独自の医療情報システムなど、事務の全般に精通した業者に業務の委託を行っているが、病院の管理運営を担う事務局職員は、知事部局との人事交流により、一定年数で異動する場合はほとんどであり、病院の経営・事務全般に精通した職員の育成は進まない状況にある。

地方公営企業法の全部適用のメリットを活かし、専門性を有する職員を事務局に配置できるよう、管理運営部門の充実強化について検討していただきたい。

イ 県有資産の有効活用について

病院内に設置される飲料用自動販売機については、設置場所を 4 つに区分して企画提案の公募を行い、それぞれの設置業者を決定しているが、区分の設定方法が明確でなく、また売上に応じて徴収される提案使用料の額も、区分によって大きな差が見られる。

自動販売機について、設置者の公募を行う際には歳入確保の観点から、より競争性が発揮されるような公募方法等を検討していただきたい。

2 呉特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な事業内容 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
- ・ 所在地 本校：呉市焼山北三丁目 22 番 1 号

江能分級：江田島市能美町鹿川 3406-3

・教職員数 115人（16人）

〔平成23年5月1日現在で本務者数，（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

本校	部・学年	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
校	男子（人）	7	4	2	3	3	5	24	16	11	10	37	20	19	20	59
	女子（人）	8	3	1	1	1	3	17	1	4	5	10	9	16	12	37
	合計（人）	15	7	3	4	4	8	41	17	15	15	47	29	35	32	96
江能分級	部・学年	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	男子（人）	1	0	1	0	1	0	3	0	0	0	0	1	1	2	4
	女子（人）	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	0	1	0	1
合計（人）	1	0	2	0	1	0	4	0	1	1	2	1	2	2	5	
合計	部・学年	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	男子（人）	8	4	3	3	4	5	27	16	11	10	37	21	20	22	63
	女子（人）	8	3	2	1	1	3	18	1	5	6	12	9	17	12	38
合計（人）	16	7	5	4	5	8	45	17	16	16	49	30	37	34	101	
卒業生（人）		—							5人				25人			
進学就職	進学	—							5人（100.0%）				0人（0.0%）			
	就職	—							0人（0.0%）				5人（20.0%）			
	その他	—							0人（0.0%）				20人（80.0%）			

（注）・「部・学年」の生徒数等は，平成23年5月1日現在である。

・「進学就職」の状況は，平成22年度（平成23年3月末現在）である。

（2）監査の結果

【意見】

旅費に係る事務処理について

平成23年4月の旅費が平成23年12月に支給されるなど，旅費の支給が大幅に遅延しているものがあつた。迅速な事務処理を行う必要がある。

3 三原特別支援学校

（1）機関の概要

- ・主な事業内容 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 本校：三原市小泉町199-2

しまなみ分級：尾道市因島大浜町 1517-1

大崎分教室：豊田郡大崎上島町中野 2078

・教職員数 96人（3人）

〔平成23年5月1日現在で本務者数，（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

本校	部・学年	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
校	男子（人）	2	0	5	2	0	0	9	3	6	3	12	13	16	14	43
	女子（人）	1	2	0	3	0	0	6	1	2	5	8	6	10	9	25
	合計（人）	3	2	5	5	0	0	15	4	8	8	20	19	26	23	68
しまなみ分級	部・学年	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	男子（人）	1	2	0	1	4	0	8	2	1	1	4	4	6	4	14
	女子（人）	1	2	1	1	0	1	6	2	1	0	3	2	1	3	6
合計（人）	2	4	1	2	4	1	14	4	2	1	7	6	7	7	20	
大崎分教室	部・学年	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	男子（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	女子（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	
合計	部・学年	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	男子（人）	3	2	5	3	4	0	17	5	7	4	16	17	24	18	59
	女子（人）	2	4	1	4	0	1	12	3	3	5	11	8	11	13	32
合計（人）	5	6	6	7	4	1	29	8	10	9	27	25	35	31	91	
卒業生（人）		—							12人				27人			
進学就職	進学	—							12人（100.0%）				1人（3.7%）			
	就職	—							0人（0.0%）				3人（11.1%）			
	その他	—							0人（0.0%）				23人（85.2%）			

（注）・「部・学年」の生徒数等は，平成23年5月1日現在である。

・「進学就職」の状況は，平成22年度（平成23年3月末現在）である。

（2）監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

4 沼隈特別支援学校

（1）機関の概要

- ・主な事業内容 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 福山市沼隈町上山南736-3

- ・教職員数 75人（3人）
〔平成23年5月1日現在で本務者数，（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

- ・生徒の状況

部・学年	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
男子（人）	3	1	2	5	3	5	19	5	13	12	30	19	11	13	43	
女子（人）	1	0	1	2	0	4	8	2	4	2	8	10	10	6	26	
合計（人）	4	1	3	7	3	9	27	7	17	14	38	29	21	19	69	
卒業者（人）	—							24人				19人				
進学就職	進学	—							24人（100.0%）				0人（0.0%）			
	就職	—							0人（0.0%）				8人（42.1%）			
	その他	—							0人（0.0%）				11人（57.9%）			

（注）・「部・学年」の生徒数等は，平成23年5月1日現在である。

- ・「進学就職」の状況は，平成22年度（平成23年3月末現在）である。

（2）監査の結果

【指摘事項】

学校諸費会計等の取扱事務について

学校諸費会計等の取扱事務において，校長が定めた点検者により毎月実施することとされている収支状況の点検が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

会計名	P T A会計
根拠	学校諸費会計等取扱要綱第5条第2項

5 財団法人 広島県下水道公社

（1）監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 流域下水道の処理施設の運転管理業務等の受託その他広島県又は市町が実施する下水道事業に協力し，もつて県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質の保全に寄与する。
- ・所在地 広島市南区向洋沖町1番1号
- ・理事長 中村 博
- ・設立 昭和56年8月1日
- ・役職員 役員15人（うち常勤2人） 職員34人（うち県派遣職員10人）
（平成23年4月1日現在）
- ・主な事業 流域下水道の処理施設の運転管理業務の受託，下水道技術者の養成，下水道技術の調査・研究，下水道知識の普及・啓発

イ 経営の状況 (単位：千円)

区 分	平成 22 年度
経常収益 A	2,599,234
経常費用 B	2,605,914
当期経常増減額 C (A - B)	△6,680
経常外収益 D	—
経常外費用 E	127
当期経常外増減額 F (D - E)	△127
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	△6,807
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	△6,807
資産合計 J (K + N)	398,745
負債合計 K	304,837
指定正味財産 L	79,000
(うち, 基本財産充当額)	79,000
一般正味財産 M	14,908
正味財産合計 N	93,908

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 79,000,000 円のうち, 39,500,000 円 (50%) を出捐 (平成 23 年 4 月 1 日現在)
(所管課 都市局都市環境課)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 社会福祉法人 広島県福祉事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県が設置する社会福祉施設等の運営を適切かつ能率的に行うことにより, 広く県民福祉の向上と増進に寄与する。
- ・ 所在地 東広島市西条町田口 295 - 3 番地
- ・ 理事長 加賀美 和正
- ・ 設 立 昭和 39 年 4 月 30 日
- ・ 役職員 役員 9 人 職員 471 人 (平成 23 年 12 月 1 日現在。非常勤を含む。)
- ・ 主な事業 広島県立障害者リハビリテーションセンターなどの経営 (指定管理者)

イ 経営の状況 (単位：円)

区 分	平成 22 年度
総収入	8,347,893,287
当期支出合計	5,926,473,172
次期繰越収支差額	2,421,420,115
資産合計	4,316,449,903
負債合計	1,605,719,531
正味財産	2,710,730,372
(うち基本財産)	10,000,000
(うち当期正味財産増減額)	178,431,662

(注) 総収入には、前期繰越収支差額を含む。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産

10,000,000 円の全額を出資 (平成 24 年 1 月 20 日現在)

(所管課 健康福祉局障害者支援課)

(イ) 補助金

平成 22 年度広島県障害者自立支援特別対策事業補助金

(所管課 健康福祉局障害者支援課)

- ・ 補助額 6,857,720 円
- ・ 交付の目的 障害者自立支援法の円滑な実施を図る
- ・ 補助対象経費 旧体制における激変緩和措置 (延べ利用者数)

(ウ) 公の施設の指定管理者

a 指定管理施設

施 設 名	定員等 (平成 22 年度)	平成 22 年度 管理費用(円)
広島県立障害者リハビリテーションセンター (東広島市西条町)		209,725,653
医療センター (病院)	入院 160 床(うち休床 40 床)	
若草園 (肢体不自由児施設)	入所 62 人 通所 40 人	
若草療育園 (重症心身障害児施設)	入所 53 人	
あけぼの (障害者支援施設)	入所 70 人 通所 10 人	
スポーツ交流センター (身体障害者福祉センター)	—	
広島県立福山若草園 (福山市津之郷町)		8,381,630
福山若草育成園 (肢体不自由児通園施設)	通所 20 人	
福山若草療育園 (重症心身障害児施設)	入所 44 人	
広島県立障害者療育支援センター (東広島市八本松町)		21,645,505
松陽寮 (障害者支援施設)	入所 148 人 日中 174 人	
わかば療育園 (重症心身障害児施設)	入所 55 人	

- b 指定期間 平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
- c 所管課 健康福祉局障害者支援課
- d 利用状況（平成 22 年度）

(a) 広島県立障害者リハビリテーションセンター

【医療センター】

入院（稼動 120 床）		外来	
1 日平均	延人数	1 日平均	延人数
110 人	40,125 人	176 人	45,093 人

【若草園】

入所（定員 62 人）				通所（定員 40 人）	
一般入所		母子入所		人数	延人数
人数	延人数	人数	延人数		
45 人	16,476 人	3 人	979 人	5 人	905 人

（「人数」の欄は月平均契約児・措置児数）

【若草療育園】

入所（定員 53 人）
53 人

（人数は月平均契約児・措置児数）

【あけぼの】

入所（定員 70 人）	通所（定員 10 人）
49 人	9 人

（人数は月平均契約者数）

【スポーツ交流センター】

区分		1 日平均	年間利用者数
スポーツ施設	プール	120 人	35,107 人
	アリーナ	87 人	25,480 人
	卓球室	15 人	4,473 人
	トレーニング室	58 人	16,936 人
文化施設	バリアフリーモデルルーム	33 人	9,707 人
	会議室	24 人	6,975 人
	調理実習室	11 人	3,249 人

(b) 広島県立福山若草園

【福山若草育成園】

通所（定員 20 人）		外来	
人数	延人数	1 日平均	延人数
25 人	1,427 人	52 人	7,126 人

（「人数」の欄は月平均契約児・措置児数）

【福山若草療育園】

入所（定員 44 人）
43 人

（人数は月平均契約児・措置児数）

(c) 広島県立障害者療育支援センター

【松陽寮】

入所 (定員 148 人)	日中 (定員 174 人)
148 人	181 人

(人数は月平均契約者数)

【わかば療育園】

入所 (定員 55 人)	外来	
	1 日平均	延人数
50 人	75 人	18,032 人

(入所人数は月平均契約児・措置児数)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未収 (過年度分) について

医業収入 (診療収入) 等において、長期未収 (過年度分) となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

(診療収入利用者負担金)

施設区分		長期未収 (過年度分) [監査日現在確認分]	
障害者リハビリテーションセンター	医療センター	1 人	457,240 円
福山若草園	福山若草療育園	2 人	666,174 円
障害者療育支援センター	わかば療育園	1 人	14,000 円

(支援費利用者負担金)

施設区分		長期未収 (過年度分) [監査日現在確認分]	
障害者リハビリテーションセンター	あけぼの	1 人	461,122 円
福山若草園	福山若草療育園	2 人	622,984 円
障害者療育支援センター	わかば療育園	1 人	130,200 円

イ 交際費の支出について

交際費の支出において、次のとおり基準を超えて支出されたものがあつた。適正な執行に努められたい。(平成 22 年度)

内 容	・ 執行基準で定められた者以外の職員について支出されていた。 ・ 特別な事情について整理がなされないまま、基準額を超えた金額が支出されていた。
根 拠	交際費、慶弔費並びに食糧費の執行基準 (平成 21 年 9 月 21 日適用 広島県福祉事業団)

ウ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、一般競争入札に付すべきところ、特別な理由がなく随意契約を行っていた。適正な事務処理に努められたい。

契 約	広島県立障害者療育支援センター敷地内における草刈業務(平成 22 年度)
根 拠	社会福祉法人広島県福祉事業団経理規程第 73 条第 1 項

(3) 付 記

監事の適格性の検討について

厚生労働省の社会福祉法人指導監査要綱では、「関係行政庁の職員が法人の役員となっていることは適当でない」とあり、また、同省の社会福祉法人審査基準では、「当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者であってはならない」とされている。

2名の監事のうち1名は、地方公共団体の機関の長であり、その機関とは委託契約が締結されていることから、監事としての適格性について慎重に検討していただきたい。

7 株式会社 くれせん

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 ビルメンテナンス事業、介護事業及び建築事業 等
- ・所在地 呉市西中央四丁目 6 番 3 号
- ・代表取締役 平尾 清史
- ・設 立 昭和 46 年 2 月 1 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 県営住宅 東広島・竹原地区
- ・管理対象地域 東広島市, 竹原市
- ・指定期間 平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 227,500,000 円 (うち, 緊急修繕費 50,000,000 円)
[うち, 平成 22 年度管理費用 35,753,312 円]
- ・所管課 都市局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

(単位: 戸, %)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B / (A - C) × 100
平成 22 年度末	523	500	—	95.60
平成 23 年 11 月末日現在	523	504	2	96.73

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8 公益財団法人 ひろしま産業振興機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 産学官協同体制により、中小企業等の新たな事業活動への取組、経営基盤の強化及び国際化への対応等を総合的に支援することにより、新たな産業の創出や県内企業の高付加価値化等活性化を図り、もって地域経済の発展に寄与する。
- ・所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・理事長 深山英樹
- ・設立 昭和58年11月24日
- ・役職員 役員23人（うち常勤6人）職員110人（6人は役員兼務，非常勤職員を含む。）
（平成23年11月末現在）
- ・主な事業 創業・経営革新等の支援，高度技術産業への展開を促す研究開発の推進，技術研究開発の支援及び技術交流の促進，大学等の研究成果及び特許の技術移転の促進，高度産業人材等の育成，取引先開拓の支援，経営・技術等に係る産業情報の収集・提供，資金等の支援，国際ビジネスの支援，公の産業振興施設の指定管理

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度
経常収益 A	2,394,407
経常費用 B	2,436,502
当期経常増減額 C (A-B)	△42,095
経常外収益 D	94,670
経常外費用 E	20,532
当期経常外増減額 F (D-E)	74,138
当期一般正味財産増減額 G (C+F)	32,043
当期指定正味財産増減額 H	△32,947
当期正味財産増減額合計 I (G+H)	△904
資産合計 J (K+N)	13,343,878
負債合計 K	6,449,076
指定正味財産 L	5,589,634
(うち，基本財産充当額)	(126,200)
一般正味財産 M	1,305,168
正味財産合計 N	6,894,802

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産126,200,000円のうち66,000,000円(52.3%)を出捐(平成24年1月27日現在)
(所管課 商工労働局商工労働総務課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- a 施設名 広島県立産業技術交流センター
- ・指定期間 平成20年4月1日～平成23年3月31日

平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

- ・指定期間に係る管理費用の上限額

平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 214,800,000 円

(うち、平成 22 年度管理費用 71,600,000 円)

平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 71,600,000 円

- ・所管課 商工労働局産業政策課

- ・利用状況 (平成 22 年度)

貸会場利用件数	駐車場利用台数	貸事務室入居団体数
1,457 件	52,744 台	7 団体

- b 施設名 広島県産業科学技術研究所

- ・指定期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

- ・指定期間に係る管理費用の上限額

平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 445,341,000 円

(うち、平成 22 年度管理費用 128,619,083 円)

平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 636,635,000 円

- ・所管課 商工労働局産業政策課

- ・研究内容 (平成 22 年度)

地域イノベーションクラスタープログラム (都市エリア型)、科学技術振興基金によるプロジェクト研究、科学技術促進事業、応用研究支援事業、低酸化技術の研究開発推進事業

- c 施設名 広島県立広島産業会館

- ・指定期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

- ・指定期間に係る管理費用の上限額 利用料金制のため、設定していない。

- ・所管課 商工労働局産業政策課

- ・利用状況 (平成 22 年度)

本館・東展示館・西展示館利用件数	駐車場利用台数
394 件	184,476 台

(ウ) 補助金・負担金 (合計 265,900,167 円 総事業費 334,359,308 円 補助・負担金対象経費 331,008,405 円)

- a 平成 22 年度広島県中小・ベンチャー総合支援センター事業費補助金

(所管課 商工労働局産業政策課)

- ・補助額 80,623,836 円 (総事業費 83,669,386 円, 補助対象経費 80,623,836 円)

- ・交付の目的 中小企業・ベンチャーに対する事業化・市場化 (創業, 新事業展開, 経営革新等) の支援

- ・補助対象経費 プロジェクトマネージャー等支援人材強化事業, 事業可能性評価委員会運営事業, 人材育成・情報提供事業, 販路拡大支援事業を実施するための経費

- b 平成 22 年度広島県中小・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金

(所管課 商工労働局産業政策課)

- ・補助額 22,848,000 円 (総事業費 23,153,353 円, 補助対象経費 22,848,000 円)

- ・交付の目的 広島県中小・ベンチャー総合支援センターの管理運営に対する助成

- ・補助対象経費 広島県中小・ベンチャー総合支援センターを管理運営するため、県が派遣した職員等の人件費、運営費等
- c 平成 22 年度下請企業振興事業補助金
(所管課 商工労働局産業政策課)
- ・補助額 41,016,533 円 (総事業費 41,016,533 円, 補助対象経費 41,016,533 円)
 - ・交付の目的 下請中小企業に対する取引先開拓の支援
 - ・補助対象経費 取引先開拓支援のため実施する指導員等の設置に関する事業, 中小企業振興のための調査又は情報の収集若しくは提供事業などに要する経費
- d 平成 22 年度広島県設備資金貸付事業事務経費補助金
(所管課 商工労働局経営革新課)
- ・補助額 25,941,162 円 (総事業費 25,941,162 円, 補助対象経費 25,941,162 円)
 - ・交付の目的 小規模企業者等に対する設備導入の支援
 - ・補助対象経費 小規模事業者等設備導入資金助成事業に要する人件費及び書類作成費などの事務費
- e 平成 22 年度産学協同研究体制推進事業補助金
(所管課 商工労働局産業政策課)
- ・補助額 41,140,451 円 (総事業費 41,140,451 円, 補助対象経費 41,140,451 円)
 - ・交付の目的 産学官協同体制による県内産業の技術の高度化に資する事業経費に対する支援
 - ・補助対象経費 当該事業に従事する職員給与費, 資料作成費及び事務室使用料等の経費
- f 平成 22 年度広島県中小企業大学校広島校運営協力事業補助金
(所管課 商工労働局経営革新課)
- ・補助額 8,687,486 円 (総事業費 8,687,486 円, 補助対象経費 8,687,486 円)
 - ・交付の目的 中小企業大学校広島校への運営協力
 - ・補助対象経費 当財団から派遣した職員等の人件費等
- g 平成 22 年度国際経済交流支援負担金
(所管課 商工労働局海外ビジネス課)
- ・補助額 12,001,000 円 (総事業費 77,109,238 円, 補助対象経費 77,109,238 円)
 - ・交付の目的 県内企業に対する国際ビジネスの支援
 - ・補助対象経費 海外事業所等の運営及び国際ビジネスマッチングの促進等, 当財団が実施する国際経済交流支援事業に要する経費
- h 平成 22 年度特許流通支援事業補助金
(所管課 商工労働局産業政策課)
- ・補助額 7,287,423 円 (総事業費 7,287,423 円, 補助対象経費 7,287,423 円)
 - ・交付の目的 県内企業等の技術移転の促進 (特許流通に係る経費助成)
 - ・補助対象経費 コーディネーター人件費, 賃金, 需用費, 役務費, 借上料
- i 平成 22 年度カーエレクトロニクス推進支援事業費補助金
(所管課 商工労働局次世代産業課)
- ・補助額 26,354,276 円 (総事業費 26,354,276 円, 補助対象経費 26,354,276 円)
 - ・交付の目的 県内のカーエレクトロニクス関連産業の振興支援

- ・補助対象経費 コーディネーター等の人件費，企業・市場調査に必要な経費，その他需用費等の経費

(エ) 貸付金（貸付金残高合計 5,608,159,500 円（平成 23 年 3 月 31 日現在））

a 広島県新事業創出チャレンジ企業支援事業資金

（所管課 商工労働局産業政策課）

- ・貸付金残高 1,500,000,000 円（平成 23 年 3 月 31 日現在）
- ・貸付の目的 元気な中小企業等へ成長段階に応じた支援を行うことで，事業化実現や市場性の高い商品・サービスの創出を支援する。
- ・貸付の対象 ひろしまチャレンジ基金の造成

b 広島県中心市街地商業活性化推進資金

（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・貸付金残高 1,000,000,000 円（平成 23 年 3 月 31 日現在）
- ・貸付の目的 中心市街地における商業を活性化し中小企業構造の高度化を図る。
- ・貸付の対象 中心市街地活性化基金の造成

c 地域産業創造基盤整備事業資金

（所管課 商工労働局産業政策課）

- ・貸付金残高 19,636,000 円（平成 23 年 3 月 31 日現在）
- ・貸付の目的 インキュベーション施設を運営し，入居者の起業化等を促進する。
- ・貸付の対象 広島起業化センターの建設資金

d 創造的中小企業創出支援事業資金

（所管課 商工労働局産業政策課）

- ・貸付金残高 30,000,000 円（平成 23 年 3 月 31 日現在）
- ・貸付の目的 ベンチャー企業の社債や株式による資金調達を支援する。
- ・貸付の対象 ベンチャー企業への投資原資金

e 広島県小規模企業等設備導入資金（設備資金貸付事業）

（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・貸付金残高 2,337,561,000 円（平成 23 年 3 月 31 日現在）
- ・貸付の目的 創業又は経営基盤の強化を図るため，小規模企業者を対象に必要な設備の導入のための資金の貸付を行う。
- ・貸付の対象 設備導入を図る小規模企業への貸付原資

f 広島県小規模企業等設備導入資金（設備貸与事業）

（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・貸付金残高 720,962,500 円（平成 23 年 3 月 31 日現在）
- ・貸付の目的 創業又は経営基盤の強化を図るため，小規模企業者に代わって当財団が機械設備販売業者から必要な設備を購入し，その設備を当該企業者に長期かつ固定金利で割賦販売又はリースを行う。
- ・貸付の対象 設備導入を図る小規模企業に割賦販売又はリースする設備の購入原資

(オ) 損失補償

平成 22 年度広島県設備貸与事業損失補償

（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・損失補償限度額 40,000,000 円
- ・内 容 設備貸与事業により損失が生じた場合の補償

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未収について

次のとおり、長期未収（過年度分）となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

- ・設備資金に係る貸付金 1人 4,913,200円（中小企業・ベンチャー総合支援センター）
- ・設備貸与に係る貸与金 11人 76,104,368円（中小企業・ベンチャー総合支援センター）

イ 金券の管理等について

切手の管理について、職員調査日現在の残高と出納簿の現在高が一致しなかつた。

また、はがきについて、出納簿等による管理が行われていなかつた。適正な事務処理に努められたい。（広島県立広島産業会館）

ウ 委託契約の事務処理について

次の委託契約において、契約書又は請書を作成しなければならないこととなっているが、作成されていなかつた。適正な事務処理に努められたい。（産業技術交流センター）

契約	OAフロア工事 外（平成22年度）
根拠	公益財団法人ひろしま産業振興機構財務規程第34条

9 広島県住宅供給公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集合住宅及びその用途に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
- ・所在地 広島市中区大手町二丁目11番15号
- ・理事長 三島 裕三
- ・設立 昭和41年3月28日
- ・役職員 役員11人（うち常勤4人） 職員34人（非常勤職員を含む。）
（平成23年11月30日現在）
- ・主な事業 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡
宅地の造成、賃貸、管理及び譲渡
独立行政法人都市再生機構住宅の管理
- ・その他 平成21年4月1日から、広島県土地開発公社及び広島県道路公社と事務局を統合している。

イ 経営状況

(単位：千円)

区 分		平成 22 年度
総収益	A	1,960,669
総費用	B	1,792,959
当期利益	C (A - B)	167,710
資産合計	D (E + F)	23,316,954
負債合計	E	15,814,813
正味財産	F	7,502,141
(うち、資本金)		10,000
(うち、当期正味財産増減額)		167,710

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 資本金 10,000,000 円のうち、8,300,000 円 (83%) を出資 (平成 24 年 1 月 19 日現在)

(所管課 都市局住宅課)

(イ) 広島県特定優良賃貸住宅制度補助金 (利子補給)

(所管課 都市局住宅課)

- ・ 補助額 2,109,000 円
- ・ 交付の目的 中堅所得者世帯向けの優良な賃貸住宅の供給促進
- ・ 補助対象経費 住宅金融公庫からの融資残高に対する利子

(ウ) 公社賃貸住宅建設事業貸付金

(所管課 都市局住宅課)

- ・ 貸付金残高 103,756,126 円 (平成 23 年 3 月 31 日現在)
- ・ 貸付の目的 優良な賃貸住宅の建設促進
- ・ 貸付の対象 当公社が建設する賃貸住宅に係る事業資金

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未収について

賃貸住宅家賃など長期未収 (過年度分) となっているものがあつた。徴収促進と発生 of 未然防止に努められたい。(監査日現在確認分)

- ・ 一般賃貸住宅管理事業未収金 4 人 311,000 円
- ・ 賃貸施設等管理事業未収金 15 人 3,306,138 円
- ・ 長期積立分譲住宅管理事業未収金 1 人 43,784 円

イ 物品の購入における事務処理について

次の物品購入において、契約を締結しようとするときに、あらかじめ設定しておかなければならない予定価格が、契約締結伺いの中で定められていた。適正な事務処理に努められたい。

- ・ 介護用ベッド 2 台

10 広島県道路公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県の区域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 理事長 三島 裕三
- ・ 設 立 昭和 56 年 3 月 30 日
- ・ 役職員 役員 8 人（うち常勤 4 人） 職員 30 人（非常勤職員を含む。）
（平成 23 年 11 月 30 日現在）
- ・ 主な事業 広島熊野道路・安芸灘大橋有料道路・尾道大橋有料道路の管理
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度
総収益 A	1,767,995
総費用 B	1,767,995
当期利益 C (A - B)	0
資産合計 D (E + F)	25,137,698
負債合計 E	18,812,698
(うち、特別法上引当金等)	14,104,761
資本合計 F	6,325,000
(うち、基本金)	6,325,000
(うち、利益剰余金)	0

(注) 総収益は、業務収入、受託業務収入、業務外収入の合計

特別法上引当金は、償還準備金（毎年の道路事業収支差額の繰入額）と道路事業損失補てん引当金（道路料金収入×100/105×1/10）の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金 6,325,000,000 円を全額出資（平成 24 年 1 月 20 日現在）

(所管課 土木局道路河川管理課)

(イ) 債務保証

(所管課 土木局道路河川管理課)

- ・ 債務保証残高 4,646,547,336 円（平成 23 年 3 月 31 日現在）
- ・ 保証の対象 国、地方公共団体金融機構、市中銀行からの道路建設資金に係る借入金

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、業務の再委託に係る承諾が書面により行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・料金収受機械等保守点検業務（平成 23 年度）

11 財団法人 広島県農林振興センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 県内において、農林業の振興や担い手の育成確保及び森林資源の整備等を総合的に実施することにより、農林業の健全な発展と快適で魅力的な農山村地域の形成を図る。
- ・所在地 広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号
- ・理事長 香川 哲三
- ・設立 昭和 40 年 4 月 19 日
- ・役職員 役員 12 人（常勤 2 人） 職員 67 人（非常勤職員を含む。）
(平成 23 年 11 月 1 日現在)
- ・主な事業 森林整備事業、畜産環境総合整備事業、農地保有合理化事業、林業従事者育成確保事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度
経常収益 A	1,609,926
経常費用 B	1,614,019
当期経常増減額 C (A - B)	△ 4,093
経常外収益 D	29,747
経常外費用 E	39
当期経常外増減額 F (D - E)	29,708
法人税、住民税及び事業税 G	271
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	25,344
当期指定正味財産増減額 I	0
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	25,344
資産合計 K (L + M)	49,017,509
負債合計 L	46,799,884
指定正味財産 M	777,713
(うち基本財産充当額)	5,000
一般正味財産 N	1,439,912
正味財産合計 O	2,217,625

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 5,000,000 円の全額を出捐（平成 24 年 2 月 1 日現在）

(所管課 農林水産局農林水産総務課)

(イ) 補助金 (合計 278,350,681 円)

- a 平成 22 年度農地保有合理化促進対策費補助金
(所管課 農林水産局農業担い手支援課)
 - ・補助額 5,976,000 円
 - ・交付の目的 農用地等の賃貸の管理業務及び市町等への合理化法人設立支援等
 - ・補助対象経費 農地保有合理化事業等に要する経費
- b 平成 22 年度広島県農林水産業関係単独事業補助金 (新規就農対策事業費補助金)
(所管課 農林水産局農業担い手支援課)
 - ・補助額 2,304,210 円
 - ・交付の目的 就農支援資金貸付金の管理
 - ・補助対象経費 貸付金の管理事務に要する経費
- c 平成 22 年度森林整備担い手育成確保総合対策事業補助金
(所管課 農林水産局森林保全課)
 - ・補助額 1,556,000 円
 - ・交付の目的 林業の担い手育成確保
 - ・補助対象経費 地域林業の中核的担い手の養成に要する経費
- d 平成 22 年度森林整備加速化・林業再生事業 (間伐推進) 補助金
(所管課 農林水産局林業課)
 - ・補助額 12,337,000 円
 - ・交付の目的 高性能林業機械による間伐の推進
 - ・補助対象経費 高性能林業機械等の購入費用
- e 平成 22 年度公的森林整備推進事業 (水源の森) 補助金
(所管課 農林水産局林業課)
 - ・補助額 1,911,700 円
 - ・交付の目的 水源林の整備による水源かん養機能の保全
 - ・補助対象経費 造林, 保育事業等に要する経費 (水源の森整備事業)
- f 平成 22 年度公的森林整備推進事業 (森林整備) 補助金
(所管課 農林水産局林業課)
 - ・補助額 108,128,650 円
 - ・交付の目的 森林整備事業の推進
 - ・補助対象経費 造林, 保育事業等に要する経費 (森林整備事業)
- g 平成 22 年度森林整備加速化・林業再生事業補助金 (森林整備) 補助金
(所管課 農林水産局林業課)
 - ・補助額 63,984,500 円
 - ・交付の目的 森林整備事業の推進
 - ・補助対象経費 造林, 保育事業等に要する経費 (森林整備事業)
- h 平成 22 年度森林整備加速化・林業再生事業 (路網整備) 補助金
(所管課 農林水産局林業課)
 - ・補助額 48,220,000 円
 - ・交付の目的 森林整備事業の推進
 - ・補助対象経費 作業路網整備のための事業費

i 平成 22 年度森林整備活性化資金制度利子補給補助金

(所管課 農林水産局林業課)

- ・補助額 33,932,621 円
- ・交付の目的 造林事業に係る経費負担の軽減
- ・補助対象経費 森林整備活性化資金借入者への利子補給

(ウ) 貸付金 (合計 22,157,626,829 円)

a 広島県就農支援資金貸付金

(所管課 農林水産局農業担い手支援課)

- ・貸付金残高 179,205,000 円 (平成 23 年 3 月 31 日現在)
- ・交付の目的 就農促進のための制度貸付金の造成
- ・貸付の対象 就農支援資金 (研修資金, 準備資金) の原資

b 新規就農者育成資金貸付金

(所管課 農林水産局農業担い手支援課)

- ・貸付金残高 1,040,829 円 (平成 23 年 3 月 31 日現在)
- ・交付の目的 就農促進のための制度貸付金の造成
- ・貸付の対象 就農支援資金 (施設, 機械整備費) の原資

c 事業資金及び管理費貸付金

(所管課 農林水産局森林保全課)

- ・貸付金残高 21,977,381,000 円 (平成 23 年 3 月 31 日現在)
- ・交付の目的 造林事業の推進と林産資源の活用, 水源かん養と国土の保全
- ・貸付の対象 造林, 保育及び伐採等の事業資金, 償還元金・利息等

(エ) 損失補償

a 株式会社日本政策金融公庫の融資に対する損失補償

(所管課 農林水産局農林整備部森林保全課)

- ・損失補償契約限度額 13,479,017,172 円 (平成 23 年 3 月 31 日現在)
- ・内 容 当法人に造林資金, 分収林機能高度化資金, 林業経営安定資金を融資することにより損失を生じた場合の補償

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未収について

貸付金返還金など長期未収 (過年度分) となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

- ・就農支援資金貸付事業 2 人 281,220 円
- ・新規就農者育成事業 1 人 1,145,566 円

イ 請負事業における検査員の任命について

次の請負契約における検査員について, 理事長が任命すべきところ, 事業を実施する所長が任命し検査を行わせていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	平成 22 年度森林整備 (水源の森前期) 事業 (除伐)
根 拠	請負事業検査要領 (森林整備事業) 第 3

(3) 付 記

将来の分収造林事業のあり方について

今後の業務の中心として位置づけられている分収造林事業については、木材価格が低迷していることや、借入金利息の累増などから、非常に厳しい財務状況にある。

現在、県と連携して作業を進めている農林振興センターの中長期収支見込を早急に策定するとともに、これに基づく借入金の返済計画や今後の分収造林事業のあり方などについて、十分な検討を行っていただきたい。

12 財団法人 県民センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域文化の振興に資する事業を行い心豊かな潤いのある地域社会づくりに寄与するとともに、地方職員共済組合広島県支部の福祉施設の経営に協力する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町一丁目5番3号
- ・ 理事長 藤井 雅文
- ・ 設 立 昭和59年11月20日
- ・ 役職員 役員8人（うち常勤1人） 職員26人（非常勤職員及び臨時職員を含む。）
（平成23年12月31日現在）
- ・ 主な事業 広島県民文化センター及び広島県民文化センターふくやまの管理運営及び施設の利用許可の受託，地方職員共済組合広島宿泊所鯉城会館の管理運営の受託

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成22年度
経常収益 A	638,142
経常費用 B	626,638
当期経常増減額 C (A-B)	11,504
経常外収益 D	0
経常外費用 E	6,455
当期経常外増減額 F (D-E)	△6,455
当期一般正味財産増減額 G (C+F)	5,049
当期指定正味財産増減額 I (G-H)	0
当期正味財産増減額合計 J (H+I)	5,049
資産合計 J (K+N)	286,085
負債合計 K	198,863
指定正味財産 L	30,000
（うち、基本財産充当額）	30,000
一般正味財産 M	57,222
（うち、基本財産充当額）	30,000
正味財産合計 N (L+M)	87,222

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 60,000,000 円のうち、30,000,000 円(50%)を出資（平成 24 年 2 月 10 日現在）

（所管課 総務局福利課）

(イ) 公の施設の指定管理者

a 広島県民文化センター

・ 指定期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

・ 指定期間に係る管理費用の上限額 221,220,000 円

（うち、平成 22 年度管理費用 73,740,000 円）

・ 所管課 環境県民局文化芸術課

・ 利用状況（平成 22 年度）

区分		利用日数（利用者数）
ホール		237 日（83,550 人）
展示室	第一	204 日
	第二	238 日
	第三	214 日
	計	656 日
練習室	第一	339 日
	第二	335 日
	第三	328 日
	計	1,002 日

b 広島県民文化センターふくやま

・ 指定期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

・ 指定期間に係る管理費用の上限額 171,662 千円

（うち、平成 22 年度管理費用 58,530,000 円）

・ 所管課 環境県民局文化芸術課

・ 利用状況（平成 22 年度）

区分		利用日数（利用者数）
ホール		178 日（46,540 人）
練習室	第一	251 日
	第二	187 日
	計	438 日
文化交流室		309 日

(2) 監査の結果

【指摘事項】

釣銭用現金の管理について

釣銭用現金について、規程で定められた保有限度額を超過した額を保有していた。適正な管理に努められたい。（鯉城会館特別会計）

- ・ 根拠 地方職員共済組合広島宿泊所鯉城会館の業務受託に伴う財務の特例に関する規程 第 3 条第 1 項

(3) 付 記

委託契約における競争性、透明性の確保について

広島県民文化センターに係る次の委託契約において、一般競争入札の検討が十分なされないまま、1者による随意契約が行われていた。契約における競争性、透明性の確保に努めていただきたい。

- ・総合管理業務（平成23年度）

13 堀田・誠和共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 県営住宅の維持・修繕・入居者管理など県営住宅の管理運営業務
- ・所在地 尾道市新浜町一丁目9番22号
- ・代表者 株式会社堀田組 代表取締役 河本 一志
- ・設 立 平成18年4月21日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 県営住宅 福山・府中地区
- ・管理対象地域 福山市，府中市
- ・指定期間 平成22年4月1日～平成27年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 840,000,000円（うち、緊急修繕費50,000,000円）〔うち、平成22年度管理費用158,273,000円〕
- ・所管課 都市局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

(単位：戸，%)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B / (A - C) × 100
平成22年度末	2,186	1,968	26	91.11
平成23年12月末日現在	2,186	1,946	66	91.79

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 社団法人 広島県果実生産出荷安定基金協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 果実の安定的な生産出荷の推進，果樹農業者の経営安定，果実の需要の拡大等を図るための事業等を実施し，これを通じて果樹農業者の経営の安定を図る。
- ・所在地 竹原市忠海中町一丁目2番17号
- ・理事長 川田 洋次郎
- ・設 立 昭和47年11月22日
- ・役職員 役員8人（うち常勤0人） 職員2人 （平成24年2月7日現在）

- ・ 主な事業 果実計画生産推進事業
緊急需給調整特別対策事業
果樹経営支援対策事業
果樹産地高度化緊急支援対策事業
国産果実加工需給安定化緊急支援対策事業

イ 経営の状況 (単位：円)

区 分	平成 22 年度
経常収益 A	115,314,155
経常費用 B	116,628,284
当期経常増減額 C (A - B)	△1,314,129
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	△1,314,129
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 G + H	△1,314,129
資産合計 I (J + M)	286,311,928
負債合計 J	173,537,751
指定正味財産 K	100,000,000
(うち、基本財産充当額)	0
一般正味財産 L	12,774,177
正味財産合計 M (K + L)	112,774,177

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 100,000,000 円のうち 25,000,000 円 (25.0%) を出捐 (平成 24 年 2 月 7 日現在)
(所管課 農林水産局園芸産地推進課)

(イ) 平成 22 年度地域農業振興対策事業費補助金 (果実生産出荷安定基金造成事業 (緊急需給調整特別対策事業))

(所管課 農林水産局園芸産地推進課)

- ・ 補助額 1,490,262 円 (総事業費 41,160,400 円, 補助対象経費 1,490,262 円)
- ・ 交付の目的 うんしゅうみかんの需給の安定によるみかん農家の経営安定を図るため, 果実の生産流通にわたる需給調整安定対策を行う。
- ・ 補助対象経費 一時的な出荷集中時に生食用に出荷された果実を加工原料用に仕向ける際の指定選果場における選果経費, 一時保管経費及び指定加工工場への輸送経費の掛かり増し経費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 預金証書の保管について

預金証書が施錠できない机の中に保管されていた。適正な事務処理に努められたい。

- ・ 根拠 経理規程第 13 条

イ 資金運用に係る手続について

資金運用について、理事会の承認を得ずに行われているものがあつた。適正な資金管理に努められたい。

- ・根拠 資金運用規程第3条

ウ 会計帳簿等の整備について

次のとおり会計帳簿等が整備されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 総勘定元帳

会計の原則に従って明瞭かつ整然と記録しなければならないとされているが、作成していなかった。

- ・根拠 経理規程第6条

(イ) キャッシュフロー計算書

事業年度終了後2か月以内に作成しなければならないとされているが、作成していなかった。

- ・根拠 経理規程第24条

【意見】

会計伝票による経理処理について

会計伝票による金銭の出納等において、伝票の一部に起票者や承認者の押印がないものがあつた。伝票処理の手順を定めるなど、適切な事務処理を行う必要がある。

15 社会福祉法人 福祉の郷

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス
- ・所在地 安芸郡府中町浜田三丁目9番1号
- ・理事長 米田 操
- ・設立 平成22年8月19日

イ 県の財政的援助等の状況

平成22年度社会福祉施設等整備費補助金

(所管課 健康福祉局障害者支援課)

- ・補助額 138,935,000円(総事業費217,455,000円,補助対象事業費185,247,230円)
- ・交付の目的 社会福祉法人等の負担を軽減し,社会福祉施設等の整備の促進を図る。
- ・補助対象事業 次の社会福祉施設の創設事業

名称	なないろ作業所
所在地	安芸郡府中町浜田3丁目9番1号
規模等	建物構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建 建築面積 505.24㎡(延944.13㎡)
定員	50人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

16 広島電鉄株式会社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 鉄道, 軌道, 自動車による運送事業
土地建物の売買, 賃貸, 管理, あっ旋及び土木建築工事業等
- ・所在地 広島市中区東千田町二丁目9番29号
- ・代表取締役社長 越智 秀信
- ・設立 昭和17年4月10日

イ 県の財政的援助等の状況

○ 補助金 (合計 70,792,000 円)

(ア) 平成22年度第1種生活交通路線維持費等補助金 (維持費補助金)

(所管課 地域政策局過疎・地域振興課)

- ・補助額 60,320,000 円 (総事業費 159,268,511 円, 補助対象経費 159,268,511 円)
- ・交付の目的 生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図り, 住民の生活交通手段を確保するため
- ・補助対象経費 補助対象経常費用と経常収支との差額

(イ) 平成22年度第1種生活交通路線維持費等補助金 (車両減価償却費等補助金)

(所管課 地域政策局過疎・地域振興課)

- ・補助額 2,198,000 円 (総事業費 4,398,000 円, 補助対象経費 4,398,000 円)
- ・交付の目的 生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図り, 住民の生活交通手段を確保するため
- ・補助対象経費 主として第1種生活交通路線の運行の用に供する車両減価償却費用相当額

(ウ) 平成22年度第2種生活交通路線維持費等補助金

(所管課 地域政策局過疎・地域振興課)

- ・補助額 8,274,000 円 (総事業費 22,035,206 円, 補助対象経費 22,035,206 円)
- ・交付の目的 生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図り, 住民の生活交通手段を確保するため
- ・補助対象経費 補助対象経常費用と経常収支との差額

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

17 社会福祉法人 広島県社会福祉協議会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施, 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・所在地 広島市南区比治山本町12-2

- ・会 長 山下 三郎
- ・設 立 昭和 27 年 2 月 6 日

イ 県の財政的援助等の状況

○ 補助金・分担金・負担金（合計 224,005,365 円）

（ア）平成 22 年度広島県社会福祉協議会運営費補助金

（所管課 健康福祉局地域福祉課）

- ・補助額 50,628,000 円（総事業費 85,511,506 円，補助対象経費 50,628,000 円）
- ・交付の目的 民間社会福祉活動の充実と発展を図る
- ・補助対象経費 広島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の運営に要する経費のうち人件費（管理職）、一般事務費、福祉活動指導員設置費

（イ）平成 22 年度「ふれあい基金」造成事業費補助金

（所管課 健康福祉局地域福祉課）

- ・補助額 3,556,365 円（総事業費 3,556,365 円，補助対象経費 3,556,365 円）
- ・交付の目的 民間社会福祉活動の振興を図る
- ・補助対象経費 県社協が設置する「ふれあい基金」の造成に要する経費

（ウ）平成 22 年度社会福祉事業助成費補助金

（所管課 健康福祉局地域福祉課）

- ・補助額 77,659,000 円（総事業費 117,290,109 円，補助対象経費 82,549,756 円）
- ・交付の目的 民間社会福祉活動の振興を図る
- ・補助対象経費 県社協が行う民間社会福祉活動の育成援助事業に要する経費

（エ）第 19 回全国ボランティアフェスティバルひろしま補助金

（所管課 健康福祉局地域福祉課）

- ・補助額 3,000,000 円（総事業費 46,900,000 円，補助対象経費 3,000,000 円）
- ・交付の目的 全国ボランティアフェスティバルひろしま開催により、ボランティア・市民活動を推進する
- ・補助対象経費 大会開催等に係る事業費

（オ）平成 22 年度生活福祉資金貸付事業推進費補助金

（所管課 健康福祉局地域福祉課）

- ・補助額 26,212,000 円（総事業費 115,386,384 円，補助対象経費 26,212,000 円）
- ・交付の目的 生活福祉資金の貸付等の事務の円滑な運営及び適正な実施を期する
- ・補助対象経費 県社協が行う生活福祉資金の貸付及び償還に関する事務に要する経費

（カ）広島県緊急雇用対策基金（住まい対策拡充等支援事業分）補助金（生活福祉資金相談等体制整備事業）

（所管課 健康福祉局地域福祉課）

- ・補助額 62,485,000 円（総事業費 115,386,384 円，補助対象経費 62,485,000 円）
- ・交付の目的 求職中の貧困・困窮者等に対して、生活、就労、住宅等の必要な支援を行う
- ・補助対象経費 県社協が生活福祉資金貸付事業を実施するため、貸付原資及び相談員等を配置する等の体制整備事業

（キ）平成 22 年度広島県社会福祉協議会分担金

（所管課 健康福祉局地域福祉課）

- ・負担額 400,000 円

- ・ 交付の目的 県社協の会員として会費を負担
 - ・ 対象経費 県社協一般会計の法人運営事業
- (ク) 第 56 回中国地区保育研究大会負担金
(所管課 健康福祉局こども家庭課)
- ・ 負担額 65,000 円
 - ・ 交付の目的 保育事業関係者の資質向上
 - ・ 対象経費 第 56 回中国地区保育研究大会開催経費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 広島県社会福祉協議会運営費補助金に係る事務処理について

平成 22 年度広島県社会福祉協議会運営費補助金（以下「県補助金」という。）の実績報告書において、補助対象外経費とすべきケアマネージャー試験対応の休日手当（人件費及び福祉活動指導員設置費）を補助対象経費として計上していた。県補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。

イ 補助金により造成された基金の管理について

「ふれあい基金」造成事業費補助金等により造成した交通遺児就学奨励基金において、基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができることとなっているにもかかわらず、その一部が元本保証されていない外国債により資金運用されていた。適正な資金管理に努められたい。

- ・「ふれあい基金」造成事業費補助金交付要綱第 4 条

18 広島県中小企業団体中央会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 中小企業等協同組合等の組織，事業及び経営の指導並びに連絡，中小企業等協同組合等の設立指導など
- ・ 所在地 広島市中区基町 5 番 4 4 号
- ・ 会 長 櫻井 親
- ・ 設 立 昭和 30 年 12 月 23 日
- ・ 会員の状況 631 団体（平成 24 年 1 月 31 日現在）

イ 県の財政的援助等の状況

○ 補助金（合計 141,761,000 円）

(ア) 平成 22 年度中小企業連携組織対策事業費補助金

(所管課 商工労働局経営革新課)

- ・ 補助額 141,201,000 円（総事業費 160,900,527 円，補助対象経費 141,201,000 円）
- ・ 交付の目的 中小企業組織連携の推進，中小企業団体の育成及び指導の促進
- ・ 補助対象経費 指導員及び職員の設置，中小企業連携組織等支援事業などに要する経費

(イ) 平成 22 年度広島県中小企業団体中央会一般指導事業補助金

(所管課 商工労働局経営革新課)

- ・補助額 560,000 円（総事業費 3,348,000 円，補助対象経費 3,348,000 円）
- ・交付の目的 中小企業連携組織活動の促進，組織の充実強化
- ・補助対象経費 組織拡充指導，調査及び広報活動などに要する経費

（2）監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。